

### 消防法が改正され、すべての住宅に設置が義務付けられました。

平成18年6月1日以降に新築・改築工事が着工された住宅は、この 改正により設置が義務化され、既存住宅については平成23年6月1日 をもって施行となりました。



寝室・就寝に使用する部屋の天井又は壁面 に設置します。

階段・就寝に使用する部屋が2階以上にある場合、階段の天井又は壁面に設置します。

※煙に反応する「煙式」を設置しましょう。

台所・多度津町火災予防条例では設置の義 務はありません

※設置する場合は、熱に反応する「熱式」 を設置しましょう。

## 購入にあたって

- ・日本消防検定協会の基準(感度やブザーの音量など)に合格した製品には、NSマーク(日本消防検定協会鑑定マーク)が付きます。 NSマークが付いている製品を選び購入する事をお奨めします。
- ・設置する製品の種類・個数や取扱い店によっては、まとめ買いをする と購入費用や設置費用が割引される場合があるようですので自治会 や地域の方々で相談し検討してみて下さい。
- ・自治会などの各種団体で説明会の開催を希望される場合は多度津町 消防本部(予防係)までご連絡下さい。

# 住宅用火災警報器に関する問い合わせ先

·住宅防火推進協議会 住宅用火災警報器相談室

0120 - 565 - 911

(平日09:00 $\sim$ 12:00 $\cdot$ 13:00 $\sim$ 17:00)

· 多度津町消防本部 予防係

0877-33-2551 (内線16)



# 悪質な訪問販売にご注意!!

### だましの手口

### 消防職員・町役場職員等を装う

・「消防署の方から来ました。」「消防署から許可を得て町内会を回っております。」などと言い、業者同伴で訪問し「法律で決まったからすぐに設置しないといけない」などと設置を急がせます。

### アドバイス

- ・消防職員等は訪問販売を行う事はありません。又、特定の業者に販売 を委託する事もありません。
- ・不審に思ったら身分を証明する物を見せて貰うか「消防署に確認して みます。」と言ってみるだけで相手は撤退する可能性があります。
- ・業者の服装や言葉にごまかされないようにして安易に契約書等に押 印やサインをしないようにしましょう。
- ・未設置でも罰金などの罰則の適用はありませんが、大切な命を守る為 に、住宅用火災警報器を1日も早く取り付けて下さい。

### クーリングオフに関する問い合わせ先

住宅用火災警報器は、クーリングオフの対象です。

・香川県消費生活センター

087 - 833 - 0999 (平日09:00~17:00)

